更新日：2024年11月27日

親と離れて暮らす子どもを家庭に迎える方法はさまざまです

HYOGO
親と離れて暮らす子どもを
家庭に迎える方法はさまざまです

一口に里親といっても、一定期間家庭で養育する「養育里親」、法的にも親子関係になることを前提とした「養子縁組里親」のほか、児童養護施設の子どもを週末のみ預かる「週末里親」、正月や夏休みに受け入れる「季節里親」などいろいろな種類があります。また、里親は必ずしも子どものいない夫婦である必要はなく、独身の人も、子育て中の人も、要件を満たせばなることができます。10月は里親月間です。さまざまな事情で家族と暮らすことができない子たちを温かく迎え入れ、心身の成長を支える存在になりませんか。（県児童課）


里親 北嶋衣布実さん（西宮市）

ありのままのわが家を体感してもらっています

2011（平成23）年12月、夫婦で話し合い里親に登録して以来、季節里親から始まり、養育里親をしたり、一時保護の子どもたちを預かったりしてきました。季節里親は、全然知らない子が突然やって来るわけではなく、児童養護施設で子どもたちと何度か交流して相性を見てマッチングされます。私たちは中学1年生と2年生の女の子を、高校を卒業するまで年2回、数日間ずつ継続して受け入れてきました。施設で育った子は親と暮らした経験がない・少ないため、大人になりいざ結婚しても家庭をイメージできないから負の連鎖を断ち切れないというケースがあります。家庭を体感として味わい、外出先で好きなものを注文する、家族で話し合いながら予定を組むなど世間では当たり前とされることを経験してもらうのも、季節里親の役目。ありのままの北嶋家に入ってもらい、施設ではできない経験をさせてあげたい、子どもらしい時間を過ごしてほしいと考え実行してきました。気負わず接するようにしており、一緒に過ごすうちに子どもたちの笑顔が増えることに喜びを感じています。必要としている子の数に比べて、里親はまだまだ不足しています。ぜひ1人でも多くの人に制度を正しく理解し、里親に登録してもらいたいです。



施設で暮らす子たちに少しでも寄り添えればと里親を続ける北嶋家。子どもたちも「一緒に遊んでくれて楽しい」と大歓迎。



季節里親で受け入れた子と北嶋家の子たちが一緒に描いた絵。

関連リンク

- 里親制度の質問や相談、申し込みはこちら
- 里親制度ガイダンス動画はこちら（外部サイトへリンク）

問い合わせ

【問い合わせ】県児童課
【電話】078-362-4224
【ファクス】078-362-0061

お問い合わせ | CONTACTS

部署名　総務部秘書広報室広報広聴課
電話　078-362-3019
FAX　078-362-3903
Eメール　kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

旬トピ！ | TIMELY TOPICS IN HYOGO







